

軽自動車税（種別割）減免申請書の提出には 個人番号(マイナンバー)の記載が必要です

軽自動車税(種別割)の減免申請を行う際には、個人番号(マイナンバー)の記載及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。本人確認書類として、番号確認書類と身元確認書類の両方が必要になります。

【窓口で申請書を提出する場合】

本人確認書類を持参の上、提示してください。

【郵送で申請書を提出する場合】

裏面の本人確認書類添付欄に必要書類の写しを貼り、
本用紙を申請書と同封の上お送りください。



本人確認書類について

①個人番号(マイナンバー)カードを持っている場合

⇒ 個人番号カード1枚のみで番号確認及び身元確認が可能です。

個人番号カード



表面



裏面



②個人番号(マイナンバー)カードを持っていない場合

⇒ 番号確認書類と身元確認書類がそれぞれ必要です。

番号確認書類

《ご本人の個人番号を確認できる書類》

- ・通知カード
- 又は
- ・住民票の写し（個人番号の記載があるもの）

通知カード



身元確認書類

《記載した個人番号の持ち主であることを確認できる書類》

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・愛の手帳（療育手帳）
- ・精神障害者保健福祉手帳

のうちいずれか一つ

<本人確認書類添付欄>

①番号確認書類《ご本人の個人番号を確認できる書類》

例：個人番号カード(裏面)、通知カード、個人番号の記載がある住民票

添付欄

②身元確認書類《記載した個人番号の持ち主であることを確認できる書類》

例：個人番号カード(表面)、運転免許証、身体障害者手帳など

添付欄